



三次市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき実施した、令和7年度定期監査等の結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和8年3月23日

三次市監査委員 升本 美知子

三次市監査委員 増田 誠 宏



監査結果

1 監査の種類

定期監査及び行政監査

2 監査の対象部署

市民部収納課，福祉保健部社会福祉課，建設部都市建築課，教育委員会教育部学校教育課，吉舎支所，農業委員会事務局

3 監査の実施場所及び期間

実施場所：三次市役所（三次市十日市中二丁目8番1号）

実施期間：令和7年9月25日から令和8年3月23日まで

4 監査の対象範囲

令和6年度における事務等の執行状況（一部他の年度分を含む）

5 監査の着眼点

事務及び事業が三次市の諸規定等に基づき適正に執行されているか，また，効率的，効果的に執行されているか等に主眼を置き実施した。

6 監査の実施内容

三次市監査委員監査基準その他関係法令・例規等に基づき，抽出の方法により関係書類の検査照合を行うとともに現地調査を行い，関係職員に聴取した。

7 監査の結果

事務処理及び事業執行について，関係書類等を監査した限りにおいて，概ね適正に処理されていると認められた。引き続き，出納員に関する事務や物品，帳票，郵便切手，団体事務局の預貯金通帳，代表者印等の厳正な管理が行われるとともに，適時適切に規定の改正や事務の改善を図られたい。

その他の指摘・要望は調書により所管部署に伝達したため記述を省略する。